

そらいろ通信 2月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか？ 暦では春になりましたが、まだしばらく寒い日は続きそうです。

先日、近くの川沿いを走っていると梅の花が開きかけていました。スターバックスでも、桜のコーヒーメニューが販売されていました。春はまだ先だと思っていましたが、もうすぐそばまで来ているということですね。



【お詫び】

先月記載しました祝金が、何の祝金なのか記載しておらず申し訳ございませんでした。「結婚祝金」でした。金額を再掲いたします。



気になる相場
～社員への結婚祝金～

(万円)

	一律 定額	勤続年数に応じて支給額を変える場合				
		満1年	満3年	満5年	満10年	満20年以上
最高額	30	6	8	10	10	15
最低額	1	0.5	1	1	1.5	1.5
最多回答	3	2	3	5	5	5

日本実業出版社調べ（調査期間 平成26年6月）

★これで完璧！ 2月の事務★



☆確定申告（3月15日まで）☆

平成 27 年分の所得税・住民税の確定申告の受付が 16 日から始まります。サラリーマンであっても、年収 2,000 万円を超えた方、2 ヶ所以上から給与を受けた方、他に事業をしていて収入がある方、医療費控除を受けたい方、昨年住宅を購入しローンを組んでいる方などは、確定申告を行います。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となります（口座振替納付の場合は 4 月 20 日）。また、個人事業者の消費税の確定申告は 3 月 31 日までで、現金で納付する場合は同日が期限、振替納付の場合は 4 月 25 日です。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（2月10日まで）☆

1 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（2月29日まで）☆

1 月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆12月決算法人の確定申告と納税（2月中の決算応当日まで）☆

12 月決算法人の確定申告と納税、6 月決算法人の中間（予定）申告と納税。



～新年度に向けての準備を始めましょう～

・新入社員受け入れの準備

4 月から新入社員を受け入れる会社は、入社式の会場準備、支給品・貸与品の手配、研修の準備など始めていきましょう。

・昇給の準備

4 月に昇給する会社は、世間の昇給に関する情報や原資の検討、個人の人事評価など行っていきましょう。

他社の労働条件はどれくらい？ Part1 (賃金)

他の会社はどのような労働条件で人を雇っているのか、経営者にとってとても気になるところです。平成 27 年 1 月に厚生労働省が行った就労条件総合調査の結果が、昨年 10 月に公表されています。この調査結果の一部をご紹介します。

この調査は、民間企業の就労条件の現状を明らかにすることを目的に、毎年行われている調査で、今回は、労働時間制度、定年制、賃金制度が調査されました。このうち、今回は、賃金制度の結果をご紹介します。

平成 26 年 11 月分の労働者一人当たりの平均所定内賃金は 31 万 1,635 円。そのうち諸手当は 4 万 2,238 円、所定内賃金に占める諸手当の割合は、13.6%でした。

企業は、下表のような手当を支給しています。「通勤手当」を支給する企業の割合が最も高く 91.7%、次いで「役付手当」が 87.7%、「家族手当、扶養手当、育児支援手当」が 66.9%です。依然として、生活補助手当が多いことが分かります。

企業規模別にみると、「単身赴任手当、別居手当」「地域手当、勤務地手当」などは、規模が大きい企業ほど支給する割合が高く、一方で、「精皆勤手当、出勤手当」は規模が小さい企業ほど支給する割合が高いようです。

労働者一人平均の諸手当の支給額を種類別にみると、「業績手当」（いわゆる歩合給、インセンティブなど）が 5 万 7,125 円で最も多く、次に多いのが「単身赴任手当、別居手当」4 万 6,065 円、「役付手当」3 万 8,769 円となっています。

表 3：諸手当を支給した企業の割合

※網の部分は数値をグラフ化したものです。(%)

企業規模	業績手当	勤務手当					通勤手当 (1ヵ月分)	生活手当					調整手当	左記のいずれにも該当しないもの
		役付手当	特殊作業手当	特殊勤務手当	技能手当・技術(資格)手当	精皆勤手当・出勤手当		家族手当、扶養手当、育児支援手当	地域手当、勤務地手当	住宅手当	単身赴任手当、別居手当	寒冷地手当、食事手当など		
平成 27 年調査計	13.7	87.7	11.5	24.0	47.7	29.3	91.7	66.9	12.5	45.8	13.8	16.2	32.5	10.8
1000人以上	15.6	80.4	19.3	45.0	47.0	7.2	94.0	77.0	35.1	59.1	66.9	30.3	53.8	18.0
300～999人	14.6	85.0	20.1	39.4	52.2	13.5	95.7	76.8	29.5	59.7	44.6	28.1	44.0	18.3
100～299人	15.0	89.2	13.3	30.6	53.4	24.4	93.5	72.2	18.1	55.3	22.6	17.7	39.2	14.8
30～99人	13.2	87.7	10.0	20.1	45.7	32.8	90.7	64.1	8.7	41.4	7.0	14.4	29.0	8.7

表 4：諸手当の平均支給額（1人あたり）

(円)

企業規模	業績手当	勤務手当					通勤手当 (1ヵ月分)	生活手当					調整手当	左記のいずれにも該当しないもの
		役付手当	特殊作業手当	特殊勤務手当	技能手当・技術(資格)手当	精皆勤手当・出勤手当		家族手当、扶養手当、育児支援手当	地域手当、勤務地手当	住宅手当	単身赴任手当、別居手当	寒冷地手当、食事手当など		
平成 27 年調査計	57,125	38,769	13,970	25,464	20,299	10,506	11,462	17,282	22,776	17,000	46,065	9,280	26,100	30,542
1,000人以上	68,127	45,509	11,128	24,474	17,109	7,587	13,063	21,671	21,374	19,333	48,949	9,534	21,703	36,524
300～999人	52,674	39,669	13,748	23,887	20,714	8,314	11,656	17,674	22,484	17,818	43,255	7,163	29,221	23,581
100～299人	43,854	33,990	16,258	30,785	18,228	9,530	10,695	15,439	20,132	15,832	42,737	10,557	25,097	26,948
30～99人	59,997	36,458	15,471	23,579	23,576	12,218	10,131	12,180	36,245	14,359	36,834	10,059	28,862	37,027

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

